

第5回 群馬東部水道企業団水道料金審議会 会議録

| | |
|-----|---|
| 会議名 | 第5回群馬東部水道企業団水道料金審議会 |
| 日時 | 令和3年2月12日(金) 午後2時00分～午後3時30分 |
| 場所 | 太田市役所4階 常任委員会室 |
| 内容 | 1 開会 2 挨拶 3 料金統一における財政計画について 4 新料金表(案)改定率20% 5 新料金表(案)改定率15% 6 激変緩和措置 7 その他(次回開催日程及び審議内容) 8 閉会 |
| 資料 | 次第 料金統一における財政計画について 新料金表(案)改定率20% 新料金表(案)改定率15% 激変緩和措置 他事業体との水道料金比較 第6回群馬東部水道企業団水道料金審議会の開催について |

| 【第5回水道料金審議会】 | |
|--------------|--|
| | <p>1 開会</p> <p>群馬東部水道企業団水道料金審議会条例第6条第2項に基づき、12名の委員のうち10名が出席しており、過半数の出席により審議会が成立していることを報告。</p> <p>2 挨拶</p> <p>篠木局長よりあいさつを行なった。</p> |
| 発言者 | 審議内容 |
| 議長 | <p>(議事)</p> <p>群馬東部水道企業団水道料金審議会条例第6条第1項に基づき、会長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>3 料金統一における財政計画について</p> <p>今回で5回目の審議会となりますが、確認としまして、前回の審議会の内容を振り返りたいと思います。</p> <p>第4回審議会におきまして、料金統一における財政計画について、料金統一の料金体系のあり方について審議を行ない、料金改定率や料金の設定、新料金体系について検討を行ないました。</p> <p>今回は、前回の審議において料金改定率20%で皆様のご意見をいただきましたが、審議会委員より提案のありました料金改定率15%の財政計画と水道料金算定要領に基づき、作成した新料金表(案)を事務局より説明をしていただき、委員皆様のご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>では、早速ですが議事に入らせていただきます。</p> <p>次第3 料金改定率15%の料金統一における財政計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>(料金統一における財政計画について説明)</p> |
| 議長 | <p>只今、事務局より、料金改定率15%の料金統一における財政計画について説明がありました。</p> <p>資料1において、料金改定率15%の場合、水道利用者への負担は軽減されますが、更新需要を抑制することで、経年化資産の比率が増加し、更新の先送りにより将来世代の大きな負担となることが分かりました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。</p> <p>特にないようですので、議題を次に進めさせていただきます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>4 新料金表(案)改定率20%</p> <p>続きまして、次第4 料金改定率20%における新料金表(案)について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | (新料金表(案)改定率20%について説明) |
| 議長 | <p>只今、事務局より、料金改定率20%における新料金表(案)について説明がありました。</p> <p>今日の会議は20%と15%を比較して、どちらの改定率でいくのか合意を取るのがまず1つの目的となります。この後、続けて15%の料金表についても説明をいただきますが、今の時点で20%の料金表について、ご意見や質疑はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>11ページの特別従量料金ですが、先ほどの説明ですと、これについては9割以上の方が占めているということで、単価を決める場合に可能な限り低くということで60円となっていますが、この60円の算定はどのようなふうに行われているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>水道料金算定要領に基づきまして、施設利用率を用いて算定を行なっています。その結果、60円が最低となっております。</p> |
| 委員 | これより上がるということはなかったのでしょうか。 |
| 事務局 | はい。そうです。 |
| 議長 | 他に質疑はありますでしょうか。 |
| 委員 | <p>今日初めて料金表として示されたわけですが、先ほどの説明の中では従量料金の最高単価が各市町の平均というふうに言われていたかと思うのですが、本来であれば平均でやるのは無理矢理過ぎるかと思えます。</p> <p>仮に算定要領通りであれば、限界費用という考え方があるのですが、理論的に1m³作るのに一番高くなる費用ということで、県の企業局からの受水はダムを作っているのが一番高くなるかと考えられるのですが、県水の1m³当たりの受水費はこれと比べてどうなっているのか、もし分かれば教えていただければと思います。</p> |
| 事務局 | <p>垂直統合されまして県からの受水はないのですが、以前払っていた金額ですと、110円になります。</p> |
| 委員 | <p>実際に受水よりも自前で作っている部分でお金がかかっているのが多いという考え方で、170円としていると理解してよろしいのでしょうか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 今回、設定の中で通増度を低くしたいという考えがあることを提案いたしました。下の単価と上の単価の差を低くするために、最高単価を低くしております。 |
| 委員 | やはり気にかかるのが、説明として各市町の平均は無理があるかなと思いましたので、もう少し考えた方がいいかと思います。 |
| 事務局 | 今回の料金表はあくまでベースとしてお示したものであり、これで決まるということではなく、審議会の場でご意見をお伺いしまして、低い高いというのを議論していきたいと思います。 |
| 議長 | 料金表の詳細に関しては、次回で内訳等を詰めていくということですので今、出たご意見については、次回の料金表の算定の際に取り入れていただければと思います。 他に質問などご意見はございませんか。 |
| 議長 | 5 新料金表(案)改定率15% 他に質疑はございませんか。ないようですので、次第5 料金改定率15%における新料金表(案)ですが、先ほど、次第3で説明した資料1の料金改定率15%の財政計画に基づいた料金表(案)で水道利用者の軽減を考慮した(案)となります。 では、事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | (新料金表(案)改定率15%について説明) |
| 議長 | 只今、事務局より、料金改定率15%における新料金表(案)について説明がありました。 只今の説明に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。 |
| 委員 | どのグラフも使用量が少ない人たちの方が値上がりのパーセントが高い、右に行くほど下がる傾向が見えるのですが、固定費というか基本料金でしょうか、そちらをもう少し調整して寝かせられる方法はないのでしょうか。 |
| 事務局 | 現在の料金表(案)はあくまで算定要領に基づきました基本設定となっております。各口径における料金設定を増減させることは可能ですが、どこかを減らせばどこかを増やす調整が必要になってきますので、どこを増やしていいのか、どこを減らしていいのか、ご意見をいただきまして、次の料金表(案)で提示させていただきたいと考えております。 |
| 委員 | 一般的にこういうものなのでしょうか。 |
| 事務局 | マニュアルに基づいた料金表(案)としております。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>たくさん使うと割安になって、あまり使わない人達がだいぶ上がった感じがします。また、たくさん使う人たちは反対に下がっているので、その辺がこういうものであるかは専門家ではないので分からないのですが、もう少し何とかなるかなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>20mmの一般家庭が使っているところの色が濃くなっていますが、これを下げることは可能でありまして、その分をどこに持っていくのか、他の水量区分とか大口利用者の方に持っていくような形になりますので、料金調整については可能であります。どこの部分を減らして、どこの部分を増やすのか、この場でご意見を吸い上げて、料金を調整していきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>企業よりも一般のご家庭の値上がりを少し抑えた方がいいかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>はい、分かりました。事務局として検討していきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>意見というか、質問に補足させていただくと、料金の構造というのは、今まではどちらかというと一般家庭の基本料金、本来負担していただくものをかなり軽減しているわけでありまして。これが本来のあるべき形に近づいた分、上がっているかと思うのですが、基本料金の一般家庭を軽減した分を従量料金の方で回収するというので、どちらかというと大口使用者に負担をしていただいていたというのが実情だと思います。したがって、だんだんあるべき姿に戻しているのがこの料金表かと思うのですが、調整としては一般家庭の上がるどころの軽減をもう少しするというのであれば、従量料金が上がりますので、どちらかといえば大口使用者の方にまた負担をしていただくといった調整は必要かと思います。そこのバランスだと思います。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。この点については、前々回ですかね、お話に出ていたかと思いますが、企業の負担額を上げると、企業が地下水を使ってしまい、水道の方を使ってくれなくなるという問題もあって、企業の方にあまり大きく振ることは難しいのではないかといいところもありましたので、料金の負担に関しては次の料金表を定めるときに検討事項として入れたいと思います。</p> <p>他に質問等ありませんか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>総括原価の配賦のところなのですが、4ページでしょうか、改定率20%の資料にも通じることですが、固定費550億円のうち、基本料金の方に212億円、従量料金の方に338億円、全体的に基本料金と従量料金が4:6と配分されているのですが、これはやはり水道料金の算定要領に基づいた配分なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回、4:6とさせていただいたのは、3回目の審議会で説明させていただきましたが、現状が基本料金と従量料金の比率が3:7となっています。固定費を基本料金で確実に回収したいということで、比率を4:6に変えさせていただきます。</p> |
| 委員 | <p>水道料金算定要領には、基本料金の軽減措置のところでは資本費用を控除できるというのがあったと思いますが、これは資本費用を控除した形なのでしょうか。もともと全部基本料金に充てるものを資本費用を控除して基本料金に充てたということではなく、純粋に比率を3:7から4:6にしたということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>本来であれば、固定費は基本料金で全額回収したいのですが、そうすると、基本料金と従量料金の比率が1:9ぐらいになってしまいます。その割合ですと、基本料金の負担が大きすぎてしまうので、4:6にしている部分があります。なおかつ、かかるお金はある程度基本料金で回収したいという考えもありますので、3:7から4:6に変えさせていただきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>4:6のもとで基本料金のプランができていますということですね。</p> |
| 事務局 | <p>はい、そうです。</p> |
| 議長 | <p>6 激変緩和措置</p> <p>他に質疑はございませんか。ないようですので、次の段階として、特に小水量のご家庭で料金が大きく上がるということが見られましたので、激変緩和措置の検討ということで、次第6 激変緩和措置について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>(激変緩和措置について説明)</p> |
| 議長 | <p>只今、事務局より、激変緩和措置について説明がありました。</p> <p>激変緩和措置を行なうということは、当然その間収入に関しては我慢をすることになるのですが、利用者側の負担を抑制することができます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>今回の提案は差額の2分の1ということでしたが、例えば毎年ちよつとずつ上げていく形も検討できるかと思います。ですので、今日の選択肢のオプションとしては、20%で行くのか15%で行くのか、そして、激変緩和措置をつけるのかつけないのか、とりあえずこの回で合意を1つ固めたいと思いますので、その点少しご留意をいただいた上で、お話を進めていこうと思います。</p> |
| 委員 | <p>只今の説明に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。</p> <p>激変緩和措置なのですが、今までここに出席させていただいて、コロナ時期で景気がすごく悪くなっているところで、生活のもととなる水の料金を上げていいのか、ちょっと心配しながら、ここに臨んでいたのですが、この激変緩和措置が令和6年までということで、そこまで待っていただければ、ある程度景気も落ち着くのではないかと思います。実施が令和4年度ということで、令和3年の1年で景気が回復するか見通しが立たない部分もあるので、そういうところも踏まえて、激変緩和措置は必要ではないかと思います。</p> |
| 議長 | <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>ないようですので、ここで事務局が事前に説明に伺ったかと思いますが、その時に「審議会時に近隣市における料金との比較を示していただきたい」とのご意見がありましたので、その比較について事務局に資料を作成していただきましたので、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>(他事業体との水道料金比較について説明)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。今の資料について何か質問やご意見等はございますか。</p> <p>それでは、私からですが、こうやって近隣の市町村と見比べてみると、現在議論している料金がどういうものでどういう設計になっているのか、見て分かりやすいかと思います。実際にオレンジで塗られているところは、直近5年以内に料金改定をしたということで、説明にもありました通り、熊谷、行田、深谷と比べてみれば、20mmの差は大きいですが、他のプランはおおむね近い形になっていることが見てとれるかと思います。しかし、水道料金というのは厄介なところがありまして、あくまで料金表の上で比較をしていますが、使っていたかかないことには売上にならないので、総括原価、かかる原価というものから料金表を設計して、利用者の皆さんが使っていただければ、この原価を満たせることにはなりますが、いざプランは設定したものの使わなけれ</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>ば売上にならない、結局残りの使用している方々で負担して支払わなければならないということになります。大口のところ非常に高い金額をつけている自治体はいくつかありますが、これはたぶん使ってもらえるという見込みがあって、こちらに振り分けて、その分、一般家庭の料金を小さくしているということが想像できたりします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、これらの資料と今までの説明を取りまとめまして、ここで本日の審議内容について、20%でいくべきか15%でいくべきか、激変緩和措置を行なうべきか行なわないべきか、もちろんそれ以外のご意見もつけていただいて構いませんので、審議会委員より、お一人ずつご意見をいただきたいと思えます。</p> |
| 委員 | <p>損益を黒字で維持できるということであれば、少しでも使用者の負担を減らすということを考えると、20%、15%で比較したら15%が妥当ではないかと思えます。</p> <p>あと、激変緩和措置については行なうべきかと思えますので、是非ここはお願いしたいというところがあります。</p> <p>また、こういった流れになる際に、市民・町民への周知をどのようにしていくかも検討していくべきかと考えております。全体的に参加している中では、やはり安全・安心して使用できる水道水を利用者に届けるということも考えなくてはいけないと思っていますので、総合的に判断しながら決めていくべきかと感じました。</p> |
| 委員 | <p>20%か15%については15%でいいのではないかと思います。経年化資産が増えるのは15%の方が多くなるかと思えますが、最後に出していただいた資料では、近隣の他の市町村と比べても、15%で良いのではないかと思います。</p> <p>あとは、暫定的に激変を緩和する措置というのは、入れていただいた方がいいかと思えます。使う方からすれば料金が上がることになってくるかと思えますので、そこのところを少し和らげるということはやったほうがいいのかと思えます。</p> |
| 委員 | <p>説明を全てお聞きして、全体的に改定率が大きいという地区があるというふうに確認させていただきました。改定については、組織内で平等性や公平性を強く求められているところでありまして、職場内でも手数料の統一を苦勞しているところがあります。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>ただ、今後将来にわたっての安定的な事業運営がなされるために提案されているということで、20%でも止むを得ないかと思いますが、できれば緩和措置を講ずることで、急激な負担増とならないように検討していただければと思います。当然、企業努力をしなければならないところもあるかもしれませんが、経年化資産や老朽化資産が増加することで事業運営に支障が出たり、利用者に不便があってはならないということもありますので、先ほどお話がありましたが、利用者の皆さんに十分な説明なり理解を求めることが今後の重要な課題かと思っています。</p> |
| 委員 | <p>なるべく15%の方がいいですが、先ほどお話もありましたが、時期がこういう時期ですので、果たして今後皆さんが水道を使ってくれば、収益も上がると思いますが、逆に今20%にしておいて、ある程度余裕を持って値上げをして、プラスアルファとして激変緩和措置、先ほど説明でありました2分の1を控除、これでちょっと見直せられるのではないかということで、私としては20%で緩和措置をするのがいいかと思っています。特に、収入は6年度で補助金が終わるということもありますので、そのあとは収入が途絶えてしまう心配もありますので、20%で緩和措置を加えるのがいいと思います。</p> |
| 委員 | <p>今までの説明を受けまして、15%でもなんとか令和10年まで黒字でやっていけるということですので、15%でやってほしいと思います。ただ、先ほど会長さんも仰っていたように、使っていただけるかどうかというところが一番かと思っています。でも環境の変化は次の改定まで7年間あるということで、その中でどのように変わっていくのかを考えると、何年か前までは、飲料水を買って飲むということを考えたことはなかったですが、今はほとんどのお宅で買って飲んでいるかと思っています。そういった環境の変化、これからどのように変わっていくのか、分からないところもありますが、なんとか水道水を使ってもらえるように努力をしていかないといけないかと思っています。</p> |
| 委員 | <p>今まで説明を聞いて、使っている身分としてはやはり上がってほしくないの、15%ぐらいがいいかなと思います。急に上がるのはこれから心配もあるので、激変緩和措置は必要ではないかなと思います。</p> |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>今日、配られた他事業体との水道料金比較を見ますと、15%とか20%まで上げると、近隣で一番高い水道料金に家庭用はなってしまいます。こういうところを考えると、15%で激変緩和措置を取るべきだろうと、その中で財政的な面は工夫をしてやっていく方がいいのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>激変緩和措置については、こういった厳しい経済環境のもと、こういった配慮は必要になってくるかと思います。また、15%か20%かという点については、資料を見ていて、とても特徴的というか気になったのが、基本料金の高さです。基本料金の高さと従量料金とのバランスが以前から大きく変わっていて、特に基本料金はものすごく高くなっていて、現在の料金表を比較すると、口径25mmから75mmのところでも大幅な上昇がありまして、太田市でも147%、板倉町や千代田町だと200%から300%のアップ、また75mmだと板倉町、明和町、千代田町で1700%と破格の基本料金の大きさになっていますので、このあたりの衝撃は大きいかと思います。一方、従量料金の増度が緩和された分、基本料金の方に跳ね返りが来ているかと思いますが他の地域と比較してかなり低くなっているかと思います。先ほど、他の事業体で熊谷と同程度ということでしたが、従量料金の方を見ますと熊谷でも15㎡までで176円、20㎡まででも187円という金額なので、このあたりの基本料金と従量料金のバランスを考えていただければ、もしかしたら改定率20%も可能ではないかなと考えています。</p> |
| 委員 | <p>率の話でいきますと、今回は審議会で議論しているのは、1点は料金の統一だと思います。もう1つが建設改良費の確保ということで、それが入り組んでいるので、非常に難しいのですが、どちらかという、今回は料金が統一されていない不平等なところを直すのが優先されるべきかと思います。どちらかという、老朽化施設が発生して修繕対応にはなりますが、なんとか持つのであれば、料金統一を優先せるのであれば、15%がいいのかなと思います。ただ、何回か前の審議会で示されたように、40年間のスパンを見て、平均的な建設改良が70億円ということで、40年間毎年70億円で建設改良をやって、施設が保たれるということですので、15%ですとかなり費用としては少なくなるので、当然、今回の財政期間が終わったら、また次値上げというのを考えた上での15%になるかと思います。本来であると、70億円確保するのに30%ぐらいが必要だとすると、間をとって今回は15%で全体の激変緩和をやった方がいいのかなというのが1点です。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>それから、今日、示された激変緩和ですが、全体の激変緩和というのは改定率で措置できるかと思うのですが、個別の激変緩和をやるべきかとちょっと思いまして、そうすると仮に15%だとすると今日示された資料の中の15%の7ページ、13mmの場合を見ると、だいたい30㎡前後使うということで参考資料を配られていますが、15%を超えるというのがかなり少ないです。10ページの20mmを見ても35㎡使うとなると、15%を超えるのがかなり少なくなっています。そうすると、一律差額を2分の1軽減するのは安すぎかなと、それだけ建設改良費が少なくなるわけです。難しいところではあるかと思えます。料金徴収システムの改修費がかさむということもあるかもしれませんが、個別の激変緩和措置ということであれば、仮に15%をとるのであれば、半分にして、15%になるような、改定額が30%を超えるような人に半額、激変緩和を適用する考え方もあるのかなと思います。激変緩和をとると、これだけ料金が違いますので、やるのであれば、もう少しきめ細かくやった方がいいのかなというのが意見でございます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。1周ご意見をいただきましたことについては、次回の時に新料金表を審議させていただきますが、その際になるべく反映するというので、事務局の方をお願いしたいと思います。</p> <p>さて、今日の会ですが、ご意見をお伺いしていると、取れる内にとっておいて健全な体質にしておいた方がいい、もちろん目的として健全な企業運営をしていくため、そのためには率を上げてもとっておいた方がいいというご意見があったことも踏まえた上で、もちろんそうあるべきではあるものの、コロナの情勢でどうなるか分からない、あるいは激変緩和でも話が出てきたように、いきなり上がるとなると暮らしを直撃してしまう、特に水ということで生活に必要なものなので、激変緩和措置の適用については、皆さんやった方がいいとご意見は統一されていたかと思えます。さすがに大きく値上げするというのは難しいだろうということで、そして、今回のそもそもの目的は料金を統一する、特に各市町によって違っていた料金を1つのものにして束ねというのが第1の目標だと思いますので、料金統一ということであれば、あまりインパクトの大きくない15%でまず1つの決着とし、そして今回のお話は、令和10年までということで議論をしていますので、令和10年を過ぎるところで改めて健全化に向かっていく、もちろん令和10年であれば、住民の状況も変わっているかと思えます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>飲料水を買って飲むという話も出ていたように、そういうところを見て改めて検討していくことになるかと思います。ですので、まずは15%、そして激変緩和の適用を行なうということで、次の料金表の審議に移らせていただこうと思います。ただ、この料金表の審議に移るにあたりまして、今日いくつかご意見をいただいていたかと思います。従量料金を平均で求めているのはどうか、これについても詳細を見る必要があるかと思います。また、基本料金と従量料金の配分比率の問題、これについても見ていく必要があるかと思います。まだこれは推論でしかありませんが、特にこの地域に関しては地下水を掘れば地下水が出てしまう、それで水が取れるので、基本料金を高くして、自分で地下水を汲んでいる人からも基本料金として設備の維持費を取ろうというのが第3回で説明されていたかと思いますが、その妥当性というところも含めて、あるいは他の事業体では従量料金が低い市町村がある、ここはもしかしたら掘っても地下水が出ないところだから、水道を使ってもらえる前提で高い従量料金を設定して、それでカバーしているのかもしれない、もう少し詳細な分析が必要になるかもしれません。それは激変緩和の適用についても同様かと思います。もちろん対処するほど、そのシステムの構築や調査の費用等はかかってきますので、どこかで手を打つ必要はあるかと思いますが、限られた時間にはなりますが、調べられるところまで調べて議論したいと思います。やはり、このような問題は他と比べて妥当かどうか、ヤードスティックと学術的には言いますが、物差しで比べてみて、よそより大きく外れていないかどうかというのが第1の基準になるかと思うので、今回の他市町村比較というのも出てきましたので、ここももう少し詳細に見ていただければと思います。</p> <p>次の会では、新料金表(案)、これを15%に基づき、かつ激変緩和措置を適用ということで、20%の方がいいのではないかというご意見もありましたがこれで進めさせていただきたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>7 その他(次回開催日程及び審議内容)</p> <p>次に、次第7 その他 次回開催日程及び審議内容について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(次回開催日程と審議内容について説明)</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>只今、事務局より次回開催日程及び審議内容の説明がありました。只今の説明に関しまして、質疑等はありませんか。</p> <p>他に質疑はありませんようですので、以上をもちまして会議を終了し、議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>8 閉会</p> |
|----|---|